

令和7年度パラレルキャリア人材共創促進事業業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度パラレルキャリア人材共創促進事業業務

2 目的

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が受託業者（以下「乙」という。）に委託する「令和7年度パラレルキャリア人材共創促進事業業務委託」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

3 事業実施の趣旨

福島県内における地域特有の課題や事業課題等を抱える県内事業者と、高い専門性・地方貢献意欲を有する都市人材が力を合わせて課題解決を図る仕組みを構築し、両者の交流から生まれる関係人口づくりと、移住・定住のきっかけづくりを促進する。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 委託業務の概要

- (1) マッチングサイトの構築及び管理運営
- (2) 課題解決型プロジェクトの構築とマッチングに関するフォローアップ等
- (3) 副業セミナーの開催・受入事業者の掘り起こし
- (4) 成果発表会の開催
- (5) 広報資材等
- (6) 首都圏企業を対象としたチーム型副業・プロボノ活動の支援
- (7) 企業向けレポートの作成

6 委託業務の内容

(1) マッチングサイトの構築及び管理運営

① マッチングサイトの趣旨等

主に経営相談、情報発信、デザイン、バックオフィス等に関する課題（以下、「プロジェクト」という。）の解決を希望する県内の企業、NPO 法人、地域づくり団体等（以下、「受入事業者」という。）及び課題解決に取り組む都市部の副（複）業人材等（以下「副業人材」という。）を募集する特設サイト（以下、「マッチングサイト」という。）を管理運営し、受入事業者と副業人材のマッチングを図る。

② マッチングサイトでの広報PR

- ア マッチングサイトにおいて、本事業で開催する各種イベント等の周知広報を図ること。
- イ マッチングサイトにおいて、県内事業者や副業人材の活用を促進するためのコンテンツを設けること。
- ウ マッチングサイトに掲載するコンテンツの更新等について、事前に甲の承諾を得ること。

③ チャット機能の管理運営

マッチングサイト内で副業人材、受入事業者、事務局等が気軽にコミュニケーションを図るためのチャット機能の管理運営を行うこと。

(2) 課題解決型プロジェクトの構築とマッチングに関するフォローアップ等

① 概要

県内の企業、NPO 法人、地域づくり団体等において、副業人材の視点やスキル・ノウハウをいかして解決すべき事業課題や地域特有の課題をプロジェクト化する。

② マッチングサイトで副業人材を募集するプロジェクトの数（目標件数）

125件程度

③ プロジェクトの構築方法

ア 受入事業者や県内金融機関・商工団体等に対してヒアリングや現地訪問等を行い、課題となっている案件を掘り起こし、副業人材が関わるプロジェクトを構築すること。

イ 案件の掘り起こしに際しては、県外の副業人材が地域を知るために来県するような業務があるものを、目標件数を定めてプロジェクト化すること。なお、具体的な目標件数については甲と協議の上、決定すること。

ウ プロジェクトの期間や従事する副業人材に支払う報酬の額等について、受入事業者と調整すること。（プロジェクトに従事する副業人材に対する報酬等は受入事業者が支払う。）

④ 副業人材と受入事業者とのマッチング

ア 受入事業者に対してヒアリングや現地訪問等を実施し、業務実施に当たっての条件等を事前に確認すること。

イ 応募者となる副業人材との面談（電話及びオンラインによるものを含む）を実施し、受入事業者とのマッチングを行うこと。

ウ マッチングに当たっては副業人材と受入事業者の属性を踏まえて、プロジェクト終了後も受入事業者や地域との関係性が継続するような仕組みづくりを意識すること。

エ 副業人材と受入事業者との契約締結にあたり、各種法令遵守が徹底されるよう、必要に応じてフォローアップすること。

⑤ 相談窓口の設置・運営

ア 副業人材及び受入事業者からの問合せ、相談等を受け付ける窓口を設けること。

イ 相談対応時間については、甲と協議のうえ決定する。

⑥ 参加者及び受入事業者の支援

不慮の事故に備え、プロジェクトに従事する副業人材に必要な保険に加入させること。

なお、当該経費について、本業務の委託料から支出すること。

⑦ 受入事業者における副業人材の受け入れに当たってのサポート

ア マッチングサイトで副業人材を募集する際には、既存の民間事業者が運営するマッチングサービスサイト等と連携して情報発信することを随時検討して実行すること。

イ 掲載内容等について、事前に甲の承諾を得ること。

⑧ 構築したプロジェクトの成果を踏まえた効果検証

ア プロジェクトで活動した受入事業者や副業人材にヒアリングを行い、成果や課題について

まとめた事例をマッチングサイトに掲載すること。

イ 具体的な項目、内容については提案事項とし、甲と協議の上、決定すること。

(3) 副業セミナーの開催・受入事業者の掘り起こし

① 概要

複数の異なる事業を行ったり、本業以外に社会貢献活動を実践したりするパラレルキャリア人材が都市部を中心に増加している状況を周知するとともに、副業人材等が持つスキルやノウハウをいかすことで課題解決に繋がった事例を共有する場として、県内の企業や団体等（以下「事業所等」という。）を対象としたセミナー等を開催する。

② セミナーの開催

ア 開催回数 2回以上

イ 開催場所 福島県内（オンライン対応可）

ウ 参加対象事業所等 福島県内に本社、営業拠点のある事業所等

エ 目標参加事業所等数 各15社程度

オ 内容

- ・本事業の制度説明
- ・副業や新しい働き方に関する理解が促進される講話
- ・副業人材を活用した課題解決事例の共有 など

③ その他

ア 県内事業者の意識醸成を促進するため、セミナーのアーカイブ化を行い、サイト上に掲載すること。なお、具体的な方法等については提案事項とし、甲と協議の上、決定すること。

イ 上記の他、県内金融機関や商工団体等に対する説明会を3回程度開催し、県内事業者に対して本事業の周知を図ること。

(4) 成果発表会の開催

年度内に実施したプロジェクトにおいて、受入事業者が副業人材と課題解決に向けて取り組んだ効果等を分析し、更なる受け入れの拡大につなげるとともに、県内の事業所等と副業人材との相互理解、交流の促進を図るための成果発表会を開催すること。

① 開催回数 1回

② 開催場所 福島県内（オンライン対応可）

③ 参加対象 副業に興味・関心のある個人及び事業者、自治体等

④ 内容

ア 受入企業等及び副業人材等による事例発表

イ 意見交換、交流など

(5) 広報資材等

① チラシの作成

ア 事業の周知や参加者募集等のため、必要に応じてチラシを作成し、関係先に送付すること

イ デザイン、記載内容、サイズ、作成枚数等については、事業への参加者確保に対する効果等を踏まえ、甲乙協議のうえ決定する。

② その他

本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、甲と協議の上、実施すること。

(6) 首都圏企業を対象としたチーム型副業・プロボノ活動の支援

本県の地域課題の解決に向けて、首都圏企業の社員等数名がチームを組んで取り組む副業又はプロボノ（無報酬の地域貢献）活動を5つ以上支援すること。

- ① チーム型副業・プロボノ活動を創出するため、甲が実施する「企業版ふくしまぐらし。体験事業」の受託者と連携し、首都圏企業への営業活動を行うこと。また、乙は、具体の営業活動（実施企業の見込み、営業訪問企業数、スケジュール、営業方法等）を提案し、甲と協議の上、訪問企業等を調整すること。
- ② 当該営業活動を行った結果、企業側から前向きな反応があった場合は、必要に応じて、チーム型副業及びプロボノ活動に興味・関心のある社員等が参加する制度説明会を開催すること。
- ③ チーム型副業及びプロボノ活動で連携する首都圏企業を確保した場合、県内を訪問するフィールドワークやオンライン交流等のフォローアップを行うこと。

(7) 企業向けレポートの作成・広報PR

- ① 首都圏企業に所属する社員が本事業によるフォローアップを受けてチーム型副業またはプロボノ活動を行った場合、成果物やプロジェクトの結果等を記したレポートを作成し、必要に応じて、所属企業側にフィードバックすること。
- ② 事業の周知を図るため、活動事例等をマッチングサイト上に掲載し、情報発信を行うこと。
なお、情報発信に際しては、甲が実施する「企業版ふくしまぐらし。体験事業」の受託者と連携すること。

7 参加者数

副業・プロボノとして参加する個人及び企業内チームの人数について、延べ150名程度を達成することを目標とする。

8 実施体制・業務主任等

- (1) 乙は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 乙は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事業開始前に書面で甲に通知するとともに、甲との協議や打ち合わせ等に出席させるものとする。
- (3) 乙は、各事業実施における主たる責任者を定め、県担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

9 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における甲の職員の旅費及び甲が行う広報経費等は除く。

10 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作

権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む) は甲に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を 2 部作成し、A 4 サイズで提出するとともに、電子データ一式を併せて提出すること。

(2) その他、甲が必要と認める資料

1 1 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、甲と乙が協議の上、同等の内容、活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

1 2 その他

(1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、甲に適宜連絡すること。